

- 1 初めてお子さんが生まれたとき、請求者が他市区町村から転入したとき  
→出生後 **15日以内** に「認定請求書」を提出してください。



**必要なもの**

- ①請求者の健康保険証の写し（喜多方市の国民健康保険の方は省略できます。）
- ②請求者名義の通帳の写し
- ③請求者と配偶者の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ④（個人番号カードがない方）  
「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。
- ⑤印鑑（スタンプ印は不可）

《請求者と児童の住所が別のときは、別途書類が必要です。》

**(A) 児童の住所が別（喜多方市内）の場合**

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード
- ③（個人番号カードがない方）  
「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

**(B) 児童の住所が別（喜多方市外）の場合**

- ①別居監護申立書
- ②児童の属する世帯全員の住民票
- ③児童の個人番号カード
- ④（個人番号カードがない方）  
「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

（※）1点で確認できるもの・・・運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された  
**写真付**で氏名、生年月日または住所の記載があるもの  
2点で確認できるもの・・・健康保険証、年金手帳、診察券その他官公署から発行された氏名、生年月日または住所の記載があるもの

- 2 すでに児童手当を受けている方に、第2子以降のお子さんが生まれたとき  
→出生後15日以内に「額改定請求書」を提出してください。



**必要なもの**

- ①印鑑（スタンプ印は不可）

≪請求者と児童の住所が別のときは、別途書類が必要です。≫

**(A) 児童の住所が別（喜多方市内）の場合**

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード
- ③（個人番号カードがない方）

「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

**(B) 児童の住所が別（喜多方市外）の場合**

- ①別居監護申立書
- ②児童の属する世帯全員の住民票
- ③児童の個人番号カード
- ④（個人番号カードがない方）

「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

- (※) 1点で確認できるもの・・・運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された  
**写真付**で氏名、生年月日または住所の記載があるもの  
2点で確認できるもの・・・健康保険証、年金手帳、診察券その他官公署から発行され  
た氏名、生年月日または住所の記載があるもの

3 氏名や住所が変わったとき（喜多方市内の間で住所が変わったときは、届出の必要はありません。）、登録している金融機関を変更するとき

→「変更届」または「金融機関変更届」を提出してください。



必要なもの

- ①印鑑（スタンプ印は不可）
- ②変更する通帳の写し（金融機関変更のみ。なお、受給者以外の方への変更はできません。）

《住所を変更し、受給者と児童の住所が別になるときは、別途書類が必要です。》

(A) 児童の住所が別（喜多方市内）の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の個人番号カード
- ③（個人番号カードがない方）  
「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

(B) 児童の住所が別（喜多方市外）の場合

- ①別居監護申立書
- ②児童の属する世帯全員の住民票
- ③児童の個人番号カード
- ④（個人番号カードがない方）  
「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

（※）1点で確認できるもの・・・運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された  
**写真付**で氏名、生年月日または住所の記載があるもの  
2点で確認できるもの・・・健康保険証、年金手帳、診察券その他官公署から発行された氏名、生年月日または住所の記載があるもの

#### 4 受給者が他市区町村に転出するとき

→「消滅届」を提出してください。

※転出先の市区町村で新たに「認定請求書」の提出が必要です。

転入後 **15日以内** に手続きしてください。



#### 転出先で必要なもの

①請求者の健康保険証の写し

②請求者名義の通帳の写し

③請求者と配偶者の個人番号カード（マイナンバーカード）

④（個人番号カードがない方）

「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。

⑤印鑑（スタンプ印は不可）

⑥単身赴任等で児童と別居する場合は、「児童の属する世帯全員の住民票」と「児童の個人番号カード」（個人番号カードがない方は、「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」）

⑦その他、必要な書類等については転出先の市区町村担当課へお問い合わせください。

\*転出される月までの児童手当は、喜多方市で支給します。

振込が終わるまで（1～2ヶ月後）は、現在登録している口座を解約しないでください。

（※）1点で確認できるもの・・・運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された  
**写真付**で氏名、生年月日または住所の記載があるもの

2点で確認できるもの・・・健康保険証、年金手帳、診察券その他官公署から発行された氏名、生年月日または住所の記載があるもの

## 5 受給者が公務員になったとき

→「消滅届」を提出してください。

※勤務先で新たに「認定請求書」の提出が必要です。

辞令発令日から **15日以内** に勤務先で手続きしてください。

### 消滅届に必要なもの

- ①印鑑（スタンプ印は不可）
- ②辞令発令日が分かる書類（辞令の写し等）



## 6 受給者が公務員を退職したとき

→「認定請求書」を提出してください。

※退職した日から **15日以内** に手続きしてください。

### 必要なもの

- ①請求者の健康保険証の写し（喜多方市の国民健康保険の方は省略できます。）
- ②請求者名義の通帳の写し
- ③請求者と配偶者の個人番号カード（マイナンバーカード）
- ④（個人番号カードがない方）  
「個人番号通知カード」または「個人番号が記載された住民票」とあわせて、手続きされる方の本人確認（※）できるものが必要です。
- ⑤印鑑（スタンプ印は不可）
- ⑥退職した日が分かる書類（辞令の写し等）

（※）1点で確認できるもの・・・運転免許証、障がい者手帳、その他官公署から発行された  
**写真付**で氏名、生年月日または住所の記載があるもの  
2点で確認できるもの・・・健康保険証、年金手帳、診察券その他官公署から発行された  
氏名、生年月日または住所の記載があるもの